

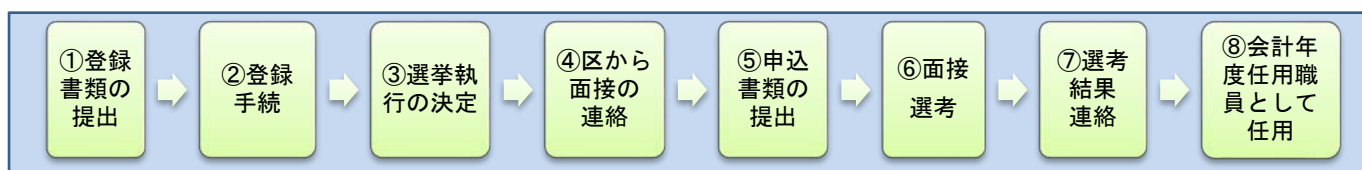
令和4年度採用

中区総務課統計選挙係 選挙事務補助業務 会計年度任用職員(日額職) 登録の御案内について

選挙が執行される際、総務課統計選挙係では選挙事務補助業務 会計年度任用職員を任用します。会計年度任用職員は、あらかじめ希望する勤務日や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった際に、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。

総務課統計選挙係会計年度任用職員の登録を希望される方は、次の事項を御確認のうえ、登録書類を御提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



(1) 登録書類（※会計年度任用職員(日額職)登録用紙）に必要事項を記入のうえ、次の申込み先に持参又は郵送で提出してください。

【申込先】 中区役所総務課統計選挙係(中区日本大通 35 中区役所 6 階 62 番窓口)

(2) 申込先で登録手続きを行います。(任用希望登録の有効期間は、令和5年3月31日迄)

(3) 登録者の中から募集する勤務日数等、条件のあてはまる方について「会計年度任用職員申込書」の提出を求め、申込者の面接選考を実施します。選考日時等の詳細については申込者に個別にお知らせします。

※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います。

(4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

登録は、任用を約束するものではありません。御登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

2 業務内容

総務課統計選挙係の選挙業務全般に関する事務補助、物品仕分け、書類整理その他等

3 応募要件

- (1) 選挙の重要性を理解し、公正に選挙事務を行える方
- (2) 健康状態が良好であり、意欲的に仕事に取り組める方
- (3) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しない方

(次ページあり)

4 勤務条件等

- (1) 任用期間 投票日の約1か月前から投票日以降約7日間
※令和5年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。
※勤務成績が良好である場合、再度任用する場合があります。(最大4回)
- (2) 勤務時間等 9時から17時まで(休憩時間12時から13時まで)
- (3) 勤務日 任用期間のうち、所属長が指定する日30日以内(土日祝日も含みます)
- (4) 勤務場所 中区役所(中区日本大通35番地)
- (5) 給与(予定) 日額7,616円(時給1,088円)、通勤費用(実費相当額)を別途支給
- (6) 休暇等 横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
- (7) その他 勤務条件により健康保険(全国健康保険協会)、厚生年金保険及び雇用保険に加入

※ その他の勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 その他

提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

7 停止条件

令和4年度に横浜市中区で選挙が実施されなかった場合は、当該名簿登録は無効となります。

8 申込・問合せ先

中区総務課統計選挙係

(〒231-0021 中区日本大通35 中区役所6階62番窓口)

TEL 045-224-8116

FAX 045-224-8109